

## 小学生を対象とした法教育教材例の作成について（案）

平成21年●月●日

法教育推進協議会

### 第1 はじめに

当協議会は、小学校を対象とした法教育教材を作成するため、小学校教材作成部会を設置し、平成19年5月から平成21年5月まで、18回の部会を開催するなどして、検討を行ってきた。ここに、約2年間にわたる検討の成果を、3つの小学校向け法教育教材例としてとりまとめるものである。

### 第2 作成の方針

法教育研究会報告書（平成16年11月）は、中学校第3学年向けに、4つの法教育教材（ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法）を示す一方で、小学校における法教育について、以下のとおり述べている。

「小学校における法教育は、小学生の発達段階から考えれば、『約束やきまりを守ろう』といった視点がやや強く打ち出されることになると考えられるが、単に、法やきまりを守ることだけを強調するのではなく、法やルールの必要性やありようを理解させることも重要となる。また、作業的・体験的な活動を通じて公民的資質や能力の基礎を身に付けていくことが求められ、社会科で法を学ぶという形よりも、日常生活や遊びの中からルールづくりをしていくという実践が重要になる。さらに、相手の立場に立って考え、行動するといったことや、公德心など道徳性の育成も小学校の場合には法教育の基礎として重要になる。

このような観点から、小学校における法教育は、社会科のみならず、道徳、学級活動などの特別活動などにおいても実施できる可能性がある。

そして、小学校では自分とクラス、自分と友達といった（一人称又は二人称の）世界が中心であるが、中学校になると自分、相手、クラス、学校、地域というように多面的、多角的に見方が広がっていくため、このような視点から小・中学校での法教育の連携を図る必要がある。」

当協議会において小学校を対象とした教材例を作成するに当たっては、法教育研究会報告書の内容を基礎としながら、当協議会のこれまでの検討を踏まえて、小学校段階で法教育を実施するに当たって望ましいと考えられる教材例を作成することを旨とした。

具体的には、ルールづくり、憲法の意義及び司法（特に刑事司法）にかかわるものと

して、第6学年を対象とした「争いごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材例を、憲法の意義にかかわるものとして、第5学年を対象とした「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として～」に関する教材例を、司法（特に民事司法）にかかわるものとして、高学年を対象とした「友だち同士のけんかとその解決」に関する教材例を作成した<sup>1</sup>。

### 第3 教材作成から得られたもの

当協議会は、具体的な教材を作成する作業を通じて、小学校における法教育の在り方について、以下の点を確認した。

第1に、小学校教育においては、法教育の理念に沿った多様な授業を工夫することが比較的容易であることである。法教育は、国民一人ひとりが、自由で公正な社会を支える法や司法の意義を理解し、個人の尊厳、権利と義務、自由と責任、正義、公正、民主主義といったものの考え方を実感として身に付け、実生活で生きて働く力を高めることを目指すものであるが、法教育の実践に当たっては、社会科のみならず、教科・領域の枠組を超えた取組が求められる（教育基本法第1条及び第2条参照）。小学校では、一般に、学級担任制がとられ、教科にとらわれない柔軟な学習を展開することが比較的容易であり、学校・学級の実態に応じて、法教育の実践に当たって様々な工夫を行うことができるものと考えられる。

第2に、法教育においては、役割演技（ロールプレイ）の手法などを用いた体験的な学習により、様々な立場から物事を考察することが重視されるが、小学校段階では、ごく身近な問題について役割演技を行うことにより、高い学習効果を期待できることである。小学生という発達段階においては、役になりきることについての心理的抵抗が少なく、中学生以上の段階に比べて、役割演技の手法が奏功しやすいと考えられる。

第3に、上の2点にも関連することであるが、小学校では、生活や遊びの中でルールをつくったり、友達同士でトラブルが起こったときにその解決策を探ったりすることが日常的に存在するため、これらを題材として、法教育の観点を取り入れた学習を行う機

---

<sup>1</sup> なお、私法に関する小学校向け教材例については、平成21年5月15日付け当協議会報告書「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」の教材例「約束をすること、守ることについて考えよう～貸し借りを通して～」で示したところである。

会が相当多いと考えられることである。当協議会の小学校向け教材例は、ルールづくり、表現の自由とインターネット、事実認定、和解・調停といった事柄を取り扱っているが、いずれも教材作成に関わった教員が日常的に経験するトラブルを素材として、アレンジを加えたものである。

#### 第4 教材例の活用について

今回の教材例も、これまで法教育研究会及び当協議会が示してきた教材と同様、あくまで一例として示すものであって、これと異なる法教育の実践を排除するものではない。

まず、これらの教材例は、いずれも高学年を対象としているが、法教育を低学年や中学年で行うことも重要である。法やルールに関する学習は、遊びのルールや学級図書の利用に関するきまりをつくるなど、低学年・中学年でも折に触れて行うことが可能である。「争いごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」の教材例では、第5時において、学級におけるルールづくりに関する実践の在り方を示しているが、低・中学年においても、これを参考に、法やルールが生活に欠かせないものであることなどについての学習が行われることが期待される。

また、教材例のそれぞれについて、実施する教科等を示しているが、これも基本的な位置付けを示すにとどまるものであり、社会科、家庭科、道徳、総合学習の時間、特別活動等、学校・学級の実態と学習内容の力点に応じて、柔軟に対応することが望まれる。

当協議会の作成した教材例が学校現場において積極的に利用されるとともに、これを参考に様々な教材が多数作成・実施されて、小学校教育における法教育が更に根付いていくことが期待される。